判例研究

社会保障法判例

原 田 啓一郎

障害者自立支援法の自立支援給付に関する義務付け

和歌山地裁平成22年12月17日判決(平成20年(行ウ)第2号行政処分義務付等請求事件・控訴)賃金と社会保障1537号20頁

I 事実の概要

- 1 脳性麻痺による体幹機能障害および四肢の著しい機能障害等の障害を有しており、身体障害者等級1級の認定を受けているX(原告)は、平成16年4月1日から一人暮らしを始めた。Y(和歌山市、被告)のA福祉事務所長(処分行政庁)は、Xに対し、同年3月25日付けで、身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費の支給量を1か月535時間とする支給決定(以下「平成16年度決定」という。)をした。その後、処分行政庁は、Xに対し、平成17年8月1日付けで支給量を1か月478時間とする支給決定(以下「平成17年度決定」という。)をした。
- 2 平成18年10月の障害者自立支援法の全面施行に伴い、Xには障害者自立支援法に基づく介護給付費が支給されることとなった。Xは、処分行政庁から、平成18年10月1日付けで、障害者自立支援法における障害程度区分を区分6とする認定を受けた。処分行政庁は、Xに対し、平成18年10月1日付けで、障害者自立支援法に基づく重度訪問介護の支給量を1か月478時間(うち移動介護20時間)とする介護給付費支給決定(以下「平成18年度決定」という。)をした。
- 3 Xは、平成19年7月13日、処分行政庁に対 し、重度訪問介護の支給量を1か月478時間とす る旨の申請をした。これに対し、処分行政庁は、 「Y介護給付費における支給決定基準(以下,「被 告支給基準」という)1) における非定型に該当す ると判断して、同年10月23日付けで、重度訪問 介護の支給量を1か月377時間(うち移動介護20 時間)とする介護給付費支給決定(以下「平成 19年度決定」という。)をした。処分行政庁は, 平成19年度決定にあたり、Xが一人暮らしを始 めて3年経過したことから、一人暮らしに慣れた と判断した上で、緊急分に係る支給量を1か月10 時間認めるとともに、平成18年度決定に比べて、 起床中に当たる基本時間の夜の分に係る支給量を 1日3時間減少させ、就寝中に当たる夜間巡回分 に係る支給量を1日30分以上減少させた。Xは, 同年11月2日, 平成19年度決定を不服として, B 県知事に対して審査請求をしたが、同知事は審査 請求を棄却する旨の裁決をした。
- 4 Xは、平成20年7月7日、処分行政庁に対し、 重度訪問介護の支給量を1か月744時間(1日24 時間)とする旨の申請をした。これに対し、処分 行政庁は、被告支給基準における非定型に該当す ると判断して、同年7月29日付けで、重度訪問介 護の支給量を1か月396時間(うち移動介護20時

間)とする介護給付費支給決定(以下「平成20 年度取消前決定」という。)をした。処分行政庁 は、平成20年度決定に当たって、基本時間の夜 の分および夜間巡回分に係る支給量を平成19年 度決定と同じとし、緊急分を平成19年度決定に 比べて1か月10時間増やし、1か月20時間とした。 Xは、同年9月12日、平成20年度取消前決定を不 服として、B県知事に対して審査請求をしたとこ ろ、同知事は平成21年3月30日付けで、上記決定 を取消す旨の裁決(以下「本件取消裁決」という。) をした。処分行政庁は,本件取消裁決を受け,被 告支給基準における非定型に該当すると判断して, 平成21年6月23日付けで、重度訪問介護の支給量 を1か月402時間(うち移動介護20時間)とする 支給決定(以下「平成20年度決定」という。)を した。Xは、同年8月7日、平成20年度決定を不 服として、B県知事に対して審査請求をしたが、 同知事は平成22年8月18日付けで、審査請求を棄 却する旨の裁決をした。

- 5 Xは、平成21年7月15日、処分行政庁に対 し、重度訪問介護の支給量を1か月821.5時間 (基本時間44時間〔うち移動介護157.5時間〕、入 浴および移乗時の2人介護77.5時間)とする旨の 申請をした。これに対し、処分行政庁は、被告支 給基準における非定型に該当すると判断して、同 年8月25日付けで、重度訪問介護の支給量を1か 月407.5時間(うち移動介護20時間)とする介護 給付費支給決定(以下「平成21年度決定」とい う。平成19年度決定、平成20年度決定と併せて 「本件各決定」という。)をした。処分行政庁は、 平成21年度決定に当たって、基本時間の夜の分、 夜間巡回分および緊急分に係る支給量を, 平成 20年度決定と同じとした。Xは、同年10月13日、 平成21年度決定を不服として、B県知事に対して 審査請求をしたが、同知事は平成22年8月18日付 けで、審査請求を棄却する旨の裁決をした。
- 6 そこで、Xは、障害者自立支援法に基づく 本件各決定がいずれもXの申請した重度訪問介護 の支給量に満たないものであり、処分行政庁に与 えられた裁量権を逸脱濫用したこと等による違法 な処分であるとし、上記各決定の取消しを求める

とともに、行政事件訴訟法37条の3に基づき、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月744時間(うち移動介護124時間)とする介護給付費支給決定を義務付けることを請求した。

Ⅱ 判旨

一部認容

1 本件各決定について裁量権の逸脱濫用の有 無

- (1) 「市町村が介護給付費の支給量を決定す るに当たっては、その市町村の財政を考慮するこ とが必要不可欠であり、自立支援法22条1項に基 づく本件規則(評者注・障害者自立支援法施行規 則) 12条には、勘案すべき9事項が抽象的に規定 されているにすぎないことからすると(「括弧内 略])、各障害者に対していかなる種類の障害福祉 サービスをいかなる支給量で行うかは、 市町村の 合理的裁量に委ねられていると解するべきである。 したがって, 市町村が各障害者に対してした介護 給付費の支給決定の適否を裁判所が審査するに当 たっては、当該決定が裁量権の行使としてされた ことを前提としたうえで、その勘案要素の選択等 の過程に合理性を欠くところがないかを検討し, 処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を超え、又 は濫用した場合に限って違法になると判断するべ きである。すなわち、その勘案の過程において、 重視すべきでない要素を過度に評価し、 考慮すべ き要素を考慮しないこと等により、 当該決定が社 会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めら れるような場合には、処分行政庁に与えられた裁 量権の範囲を超え,又は濫用したものとして違法 となると解するのが相当である。」
- (2) 「Xが一人暮らしを始めてから3年を経過し、これによって生活に多少慣れた面があるとしても、平成18年度決定のころと比べて、起床中の夜の介護を必要とする事情に大きな変化があったとは考えられ」ず、また、「1日の就寝中につき2時間を前提とした支給量は、起床中に当たる基本時間分の介護時間に比べて極めて少ないといわざるを得ない」から、「平成19年度決定は、X

が一人暮らしに慣れたという重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、Xの心身の状況等考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきであ」り、「平成19年度決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分と認めるのが相当である。」

- (3)「平成19年度決定のころに比べて、平成20年度決定のころに、Xの介護の必要性が変わったわけではないところ、……平成19年度決定に比べて緊急分の支給量がわずか1か月10時間増加したとしても、平成20年度決定は、重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきであ」り、「平成20年度決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分と認めるのが相当である。」
- (4)「平成19年度決定のころや平成20年度決定のころに比べて、平成21年度決定のころに、Xの介護の必要性が変わったわけではない」から、平成21年度決定は「処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分と認めるのが相当である。」

2 支給量を1か月744時間(1日24時間) としないことが裁量権の逸脱濫用となるか

「自立支援法に基づく介護給付費支給決定に当たって、各障害者に対していかなる種類の障害福祉サービスをいかなる支給量で行うかは、市町村の合理的裁量に委ねられていると解するべきである。そして、Xの健康状態([括弧内略])及びXが受けている介護サービスの概要([括弧内略])も考慮すると、1日24時間介護を前提とする介護給付費の支給を処分行政庁がしなければ、Xの生命身体に重大な侵害が生じるおそれがあるとまではいえない。また、Yの財政を前提とした、介護に係る地域的事情、他の受給者との均衡、受給者の経済状態に加えて、当該受給者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるかという判断が、極めて政

策的な判断を要することに照らせば、処分行政庁が、Xに対し、重度訪問介護の支給量を、1日24時間介護を前提とした1か月744時間とする介護給付費支給決定をしないことが、裁量権の逸脱濫用になるとは認められない。

3 一定の幅のある処分をしないことが裁量権 の逸脱濫用となるか

- (1) 「Xの義務付けの訴えに係る請求の趣旨 ([括弧内略]) には、本件各決定に係る支給量を 超える介護給付費の支給決定の義務付けを求める 趣旨も含まれると解される([括弧内略])。…… 裁量権の逸脱濫用にならないような重度訪問介護 の支給量を一義的に決めることができない場合で あっても、ある程度幅のある支給量の介護給付費 支給決定をしないことが裁量権の逸脱濫用になる と認められる場合には、裁判所は、その幅のある 一定の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける 判決をすべきであると解される。|
- (2) 平成19年度の支給量全体につき,「処分行政庁は, Xの介護給付費支給申請(1か月478時間)に対して,平成19年度決定に係る支給量(1か月377時間)に1か月93時間以上を加算した,1か月470時間以上478時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を行わないことが,裁量権の逸脱濫用になると認めるのが相当である。」
- (3) 「なお、付言するに、上記の判断は、あくまで口頭弁論終結時に本件訴訟に現れた事情を総合考慮し、裁量権の逸脱濫用になる支給量の範囲を判断したものであり、下限の「1か月470時間」という数字は、適正な支給量を当裁判所が算定したものではない。処分行政庁は、自立支援法1条の目的に適合するように、1か月470時間以上478時間以下の範囲で、より適切な支給量を算定するべきである。」
- (4) 平成20年度,平成21年度の支給量全体についても平成19年度と同様に判断したうえで,「介護給付費支給決定の義務付けを求める請求については,①平成19年度決定について,1か月470時間以上478時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける限度で,②平成20年

度決定について、1か月495時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける限度で、③平成21年度決定について、1か月500.5時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける限度で、それぞれ行政事件訴訟法37条の3第5項、3条6項2号の定める義務付けの訴えの本案勝訴要件を具備することになる。」

Ⅲ 解説

判旨の結論に概ね賛成する。

1 本判決の意義・特徴

平成16年の行政事件訴訟法の改正以後の社会 保障裁判例において, 仮の義務付けや義務付けを 求める事案がいくつかみられるが、義務付け訴訟 は、①保育所入園承諾の義務付け(東京地判平 18·10·25判時1956号62頁·認容), ②支援費 支給決定の義務付け(東京地判平18・11・29賃 金と社会保障1439号55頁・却下, (いわゆる第1 次鈴木訴訟)), ③外国人生活保護開始決定の義務 付け(大分地判平22・10・18賃金と社会保障 1534号22頁・却下) のみである 2 。このうち、 義務付けが認められた①では、いずれかの保育園 への入園の承諾という具体的な処分を義務付ける ものである。これに対し、本判決は一定の幅の支 給量の義務付けを認めた判決(「抽象的義務付け 判決」と呼ばれる。) として公刊された裁判例の なかではおそらく初めての判断である。行政事件 訴訟法改正後,「一定の処分」という概念の幅が 行政権と司法権のバランスをとるための道具とし て積極的に利用されることが期待されている〔橋 本(2006) 116~117頁, 121頁等]。本判決は こうした期待に沿った特筆すべき事例であるとい える。

また、本件の事案の特色は、障害者自立支援制度に基づく自立支援給付のいわゆる「非定型ケース」(作成した支給決定案が当該市町村の定める支給決定基準と乖離するような場合に支給決定基準で定められた支給量によらず支給決定を行うケー

ス)の重度訪問介護(移動介護加算を含む。)の 支給量について争われた点にある。障害者自立支 援制度に関する事案として、東京地裁平成22年7 月28日判決(賃金と社会保障1527号23頁、(い わゆる第2次鈴木訴訟)) があるが、同事案は障 害者自立支援法に基づく移動介護加算費用の支給 決定処分の取消しと国家賠償法1条1項に基づく 損害賠償を請求した事案である。また、本件と同 様に義務付けを請求した事案として前述判決②が あるが、同事案は支援費制度に基づく身体介護を 伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支援費支給 決定処分の取消しと支援費支給決定の義務付けな どを請求した事案である。「非定型ケース」の場 合、多くの市町村では、個別に市町村審査会の意 見を聴取し、適切な支給量を設定する。本判決は 「非定型ケース」の支給決定につき、認定内容に まで踏み込んだ判断をしている。障害者自立支援 制度では、地域生活をするうえで必要なサービス 量が適切に支給決定されていない状況が当事者で ある障害者から多く指摘されるところであり、本 件は障害者自立支援制度に関する同種の事案を検 討するにあたり、行政実務上および裁判実務上注 目すべき判決である3)。

323

2 本件各決定に関する裁量権の逸脱濫用の有無(判旨1)

(1) 判旨1 (1) は、支給決定に係る裁量権の 逸脱濫用に関する判断枠組みを示す前提として、 「各障害者に対していかなる種類の障害福祉サー ビスをいかなる支給量で行うかは、市町村の合理 的裁量に委ねられている」として支給決定にかか る行政裁量の性質を示しているが、これは第1次・ 第2次鈴木訴訟判決と同旨である。当該支給決定 が裁量処分であるとすれば、次に、その裁量統制 の方法が問題となる〔亘理(2004)116頁〕。続 いて本判決は、「その勘案の過程において、重視 すべきでない要素を過度に評価し、考慮すべき要 素を考慮しないこと等により、当該決定が社会通 念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる ような場合」には、裁量権の逸脱・濫用したもの であり違法と解するとして、社会観念審査と判断 過程における考慮事項に着目をした判断過程統制の手法を用いる。一般に、このような判決の判断過程統制手法は、要件裁量にかかる審査密度を「大きく向上させる」統制手法と評される〔塩野(2005)124頁、深澤(2010)35頁、豊島(2010)9頁〕。こうした裁量統制の方法については第1次・第2次鈴木訴訟判決でも用いられており、基本的枠組みは同じであるといえる4。

(2) 社会観念審査と判断過程における考慮事 項に着目をした判断過程統制の手法では、両者の 関係が問題となる。第1次・第2次鈴木訴訟判決 では、「その判断の過程において考慮すべき事項 を考慮しない等によりその内容が社会通念に照ら し妥当性を欠くものと認められるような場合」と する。ここでは、最高裁で採用される「著しい」 妥当性欠如の要素50までは求めていないので、 「要考慮事項を考慮しない」等の判断過程におけ る不備さえあれば比較的容易に裁量権の逸脱・濫 用を導きうる審査方法を採用したものであるとさ れる〔豊島(2010)9頁〕。これに対し、本判決 では、「当該決定が社会通念に照らし著しく妥当 性を欠くものと認められるような場合」(傍点筆 者) とし、第1次・第2次鈴木訴訟の要素より厳 しい妥当性欠如を求めているようにもみえる。し かし、判旨1(2)以下の本枠組みのあてはめで は、平成19年度決定分につき、①一人暮らしに なれたという重視すべきでない要素を過度に評価 したこと、②Xの心身の状況等考慮すべき要素を 十分に考慮していないことから判断過程における 不備があることで裁量権の逸脱・濫用を導いてお り、第1次・第2次鈴木訴訟判決と同様に、考慮 事項に着目した審査に比重を置いている。このた め, 本判決でも, 第1次・第2次鈴木訴訟判決の 指摘〔豊島(2010)9頁〕と同様に、判断過程統 制の手法における「社会通念に照らし著しく妥当 性を欠く」という要素はそれ自体としてさほど意 味をもたないもののように思われる。

(3) そこで、本判決の判断では考慮事項に着目した審査が重要になる。本判決では、①重視すべきでない要素を過度に評価したこと、②考慮すべき要素を十分に考慮していないことという2点

に着目している。

①については、一人暮らしに慣れたという重視 すべきでない要素を過度に評価したことが挙げら れる。被告支給基準における重度訪問介護支給決 定基準には、長時間の入所・入院状態から退所・ 退院したり、家族との同居から単身生活を始めた ばかりで慣れるまで一時的に多くの支給量が必要 な場合、3か月ごとに状況を確認し、最大6か月 間、加算時間の加算評価点数を5点加算すること になっているので、定型の重度訪問介護に関する 支給決定に際して、一人暮らしに慣れたか否かと いう要素を考慮すること自体に直接問題はない。 これに対し、平成19年度以降の本件各決定はY の審査会に諮り決定されるものとはいえ、具体的 な支給基準を定めていない非定型の支給決定であ る。このため、一人暮らしに慣れたという要素を 考慮すること, あるいは考慮しないことは, 非定 型の本件各決定において、Yの裁量の余地として 認めうると把握する途も十分に存在する。 さらに、 定型の支給基準では一人暮らしに慣れたという要 素を考慮することを基準として認めているのに対 し、判旨1(1)は非定型の支給基準に基づく平 成19年度決定では一人暮らしに慣れたという要 素を重視すべきでない要素としており、本判決で は定型の支給基準と非定型の支給基準の間で、考 慮要素についての論理が一貫していないようにみ える。判旨のように、平成18年度決定時に比べ て夜間介護の必要性の状況に変化があったわけで はなかったことに加え、3年経過後に一人暮らし に慣れたことを理由に突然夜間分を削減するとい うことに着目して、Xが一人暮らしに慣れたとい う点を過度に評価したという論理であれば、結果 として, 非定型の支給決定の裁量の限界に触れる 重要な点であることから、この点、もう少し丁寧 な説示が必要であったと思われる。

②については、Xの心身の状況等考慮すべき要素を十分に考慮していないことが挙げられる。障害者自立支援制度の支給決定では心身の状況を勘案しなければならない(障害者自立支援法22条、同法施行規則12条)ことから、心身の状況等を考慮すべき要素とすることに問題はない。本判決

は、「処分行政庁が、Xの就寝中につき、介護時間の長さはともかくとして、継続的な介護ではなく、巡回による介護を前提に支給量を決定したこと事態が著しく妥当性を欠くものとはいえない」としたうえで、Xは起床中とそれほど変わらない頻度でヘルパーによる体位変換や排泄等の介護を必要とする状態にあったとして、「起床中にあたる基本時間分の介護時間に比べて」極めて少ないと評価する。Xの介護の必要な状態は昼夜変わらない点に着目し、夜だけ過小評価することは「考慮すべき要素を十分に考慮していない」ことにあたるとする判決の判断は妥当であろう。

3 支給量を1か月744時間(1日24時間)とす る義務付け(判旨2)

(1) Xは支給量を1か月744時間(1日24時間)としないことが裁量権の逸脱濫用となるとして、その義務付けを求めていることから、まず、1か月744時間(1日24時間)としないことが裁量権の逸脱濫用にあたるかを判断する。判旨2は、生命身体に重要な侵害が生じる恐れの有無とともに、Yの財政事情等の「極めて政策的な判断を要することに照ら」せば、処分行政庁がXに対して1か月744時間とする介護給付費支給決定をしないことは裁量権の逸脱濫用にあたらないとする。この点、判決はXの1か月744時間(1日24時間)とする介護の妥当性を判断する際に、Yの財政事情等を支給決定の考慮事項としているようにも読める。

障害者自立支援法は、障害者に対して個別に勘案事項の調査を行い、その調査結果をもとに障害者ごとに個別に必要な支給量を算定し、介護給付費等の支給決定を行う(障害者自立支援法22条、同法施行規則12条)。障害者自立支援法は障害程度区分ついては基準を定めているが、区分該当者に対する支給量は各市町村において制定する支給決定基準によるとしていること、支給決定基準について、国は特にガイドラインを示さずに市町村が独自に制定している点等、法令上は自治事務として市町村の独自性を承認している。しかし、障害者福祉サービス費等の国庫負担基準額以上の支出をした場合、その全額は市町村の負担とされる

(障害者自立支援法94条,同法95条)ことから, 現実には,自立支援給付の支給量は一人あたりの 国庫負担基準額を意識したものとなり,多くの市 町村では独自負担が増えることを恐れて,本来必 要な時間数の支給決定をせず,国庫負担基準を市 町村の支給決定の上限にしている場合がある。本 来の市町村負担分の25%に加え,国庫負担基準 の超過分は市町村の全額負担となることから,特 に財政的基盤の脆弱な小規模市町村で,支給決定 基準の策定に財政事情などを何らかのかたちで実 際に配慮することは,国庫負担基準が現存するな かでは少なからずみられるところである⁶。

(2) ただし、判旨2のように、Yの財政的事 情等が個々の利用者に対する支給量の勘案事項の 考慮要素とするかのような判断は慎重な検討が必 要であるで。まず、障害者自立支援法施行規則12 条に示される勘案事項には、 市町村の財政的事情 は含まれていない。この点、国は、支給決定基準 の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用 者に対する支給量の上限となるものではなく,支 給決定に当たっては、申請のあった障害者等につ いて、障害程度区分のみならず、すべての勘案事 項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行 うことを繰り返し市町村に示している⁸。他方で、 財政的・政策的な制約があるなかで、効率的かつ 合理的な給付を行うことにより, できるだけ多く の障害者に可能な限り求めているサービスを提供 できるようにするという点も市町村に与えられた 重要な役割であり、その判断は市町村の裁量の問 題であるとする別段の立場も成り立つ。こうした 障害者自立支援制度が抱えるニーズの充足と財政 的・政策的制約との間の緊張関係のなかで、裁判 所が財政的事情等を裁量の考慮要素とするのであ れば、本判決ではその裁量の司法審査のためにY の財政的・政策的判断について具体的な検討が必 要であるが、少なくとも判決のなかではそれはみ られない。結果、判旨は根拠を示さぬまま「被告 の財政的・政策的判断」を考慮すると繰り返すの みであり、それは修辞句にすぎないといわざるを 得ない。

4 幅のある一定の支給量の義務付け(判旨3)

(1) 行政事件訴訟法改正の検討会の議論や国会の政府側の答弁では、義務付け訴訟の訴訟要件にいう「一定の処分」に幅があることは肯定されている〔斎藤(2007)52頁〕。また、義務付け訴訟を権利救済のツールとして法定した立法者の意思を踏まえると、「一定の処分」の概念は幅があると解される〔小早川・高橋〔編〕(2004)53頁〔橋本博之執筆〕〕。そして、行政庁が処分をすることについて裁量を有しているとすれば、その裁量権に配慮するかたちで、どのような処分をするのかという内容に幅をもたせ、裁判所の判断を尊重しつつ一定の処分をすることを行政庁に義務付ける判決が可能であるとされる。

これまで、原告にとって満足のいかない処分の場合には、当該処分全体の取り消しを求め、判決の拘束力で処分をやり直させるという形態をとり、改めて申請をすることなく、当初の申請に対して改めて処分をし直すという方式が採用されていた(行政事件訴訟法33条)。ただし、処分行政庁は原処分を除去する義務を負うだけであるから、必ずしも満足する処分内容になるとは限らず、もし新たになされた処分が満足する処分内容ではない場合、原告は再び争訟を強いられることになる。処分行政庁において一定の処分をしないことが裁量権の逸脱濫用になると認められることを義務付けの訴えの本案勝訴要件としていることから、本件のような場合、「一定の処分」をすべき旨を命ずることが有益であるといえる100。

(2) 判旨3(1)では、まず、Xの義務付けの訴えに係る請求の趣旨には、本件各決定に係る支給量を超える介護給付費の支給決定の義務付けを求める趣旨も含まれるとし、裁判所はXが求める処分は1か月744時間という特定の処分ではなく、幅のある一定の処分を求めていることを認める。そして、裁判所が幅のある一定の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける判決をすべき場合として、「裁量権の逸脱濫用にならないような重度訪問介護の支給量を一義的に決めることができない場合であっても、ある程度幅のある支給量の介護給付費支給決定をしないことが裁量権の逸脱濫用

になると認められる場合」とする。ただし、本件支給量決定が「一義的に決めることができない」理由を判旨は明示していない。この点、判旨2で、支給量の決定は市町村の合理的裁量に委ねられているとし、財政的・政策的判断も必要であるとしていることから、裁判所は、市町村の裁量権に配慮するかたちで、判決の趣旨を尊重したうえで改めて処分することを義務付ける判断をしたようにも読める。

(3) 次いで判決は、処分行政庁の介護時間の **積算、支給量の算定方法自体は合理的なものであ** るという前提で,本件各決定について,いかなる 幅の支給量の介護給付費決定を行わないことが裁 量権の逸脱濫用にあたるか具体的な支給量を算出 した上で裁量権の逸脱濫用を認めた。各処分とも に、支給量の上限についてはXの申請時間、下限 については裁判所が独自の判断をしたうえで、X の介護の必要性を考慮し、Yの財政的・政策的判 断を十分尊重し、重度訪問介護につき、一定の加 算をした支給量の介護給付費決定をしなければ, 「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」とする。 この下限は、「適正な支給量を当裁判所が算定し たものではない」とし、「処分行政庁は、自立支 援法1条の目的に適合するよう、……より適切な 支給量を算定すべきである」と念押しをする。非 定型の支給決定である本件各処分について,裁判 所が定めた下限以上の範囲でのみ処分行政庁の裁 量を認めることとしていることから、前述のとお り、裁判所は「被告の財政的、政策的判断を十分 に尊重する | として市町村の裁量権に配慮する姿 勢を見せつつも、実質的には市町村の非定型の支 給決定の裁量の幅を狭めているとみることができ る。

5 おわりに

本判決の義務付けにかかる判断は、裁判所が認定したニーズを満たさない支給量の決定は違法であり、義務付ける新たな処分については、実質的に処分行政庁の裁量の幅を狭める枠組みのように思われる。こうした枠組みは、障害者自立支援法が市町村に認めている支給量決定の裁量について、

一定のニーズが測定されれば、原則として、これを下回る支給量決定はできないということを障害者自立支援法は要請しているのか、財政的・政策的な制約があるなかでできるだけ多くの障害者に給付を行うために効率的かつ合理的な給付の確保について、市町村の裁量はどこまで認められるのかという、障害者自立支援法の重要な法解釈上の検討課題を残す。

なお,本件は双方控訴し,2011年9月現在,大阪高裁で係争中とのことである〔長岡(2011) 19頁〕。

注

- 1) 「Y介護給付費における支給決定基準」には 本件に関するものとして,重度訪問介護支給決定基準および非定型の支給決定基準の定めがあ る。このうち,非定型の支給決定基準について は,「利用者の希望する支給決定量が,Yが必要 として勘案した支給決定案を著しく超過する場 合は,Y介護給付等の支給に関する審査会(以 下「本件審査会」という。)に諮り,意見を聞い たうえで支給決定を行うものとする。」とされる。
- 2) 仮の義務付けを求める事案として,那覇地判平21・12・22判タ1324号87頁(生活保護開始の仮の義務付け・積極),大阪地判平20・7・18判自316号37頁(特別支援学級就学指定に関する仮の義務付け・積極)等がある。
- 3) 本判決の評釈および解説として,金川・大曽根(2011),長岡(2011)がある。
- 4) 第2次鈴木訴訟の裁量統制の方法について, 豊島(2010)9頁以下を参照。
- 5) 例えば、最判平8・3・8民集50巻3号469頁 などを参照。
- 6) 国庫負担基準を超過する市町村に対しては, 都道府県地域生活支援事業における「重度障害 者に係る市町村特別支援事業」および障害者自 立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業に おいて実施する「重度訪問介護等の利用促進に 係る市町村支援事業」により,一定の財政支援 を可能としている。
- 7) 金川・大曽根 (2011) 11頁は,「自立支援法 の趣旨からすれば,彼らが地域生活をするため の最低限ラインの生活を保障するにあたり,国

- 庫負担基準という財政上の基準を個々の利用者に対する支給量の上限とすべきではないはず」とする。
- 8) 「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に 係る留意事項について」(厚生労働省社会・援護 局障害保健福祉部企画課・障害福祉課平成19年 4月13日付事務連絡)等を参照。
- 9) 「一定の処分」と幅の広さの許容性について, 南・高橋〔編〕(2008) 645頁〔間史恵執筆〕 を参照
- 10) 金川・大曽根 (2011) 8~9頁は,本判決の 義務付けは,義務付け訴訟に対する従来の批判 を十分に考慮したうえで,当該時点で行うこと のできる最良の判断を下すべく努力を重ねてい ると評価している。

参考文献

- 金川めぐみ・大曽根寛 (2011)「障害者への自立 支援給付に関する義務付け判決の意義と課題」 賃金と社会保障1537号。
- 九州弁護士会連合会・大分弁護士会〔編〕(2008) 『障害者の権利と法的諸問題 障害者自立支援法 を中心に』現代人文社。
- 京極髙宣(2008)『最新障害者自立支援法一逐条解説一』新日本法規。
- 亘理 格(2004)「行政裁量の法的統制」芝池義 一・小早川光郎・宇賀克也〔編〕『ジュリスト増 刊 行政法の争点〔第3版〕』有斐閣。
- 小早川光郎·高橋滋〔編〕(2004)『詳解改正行政 事件訴訟法』第一法規。
- 斎藤 浩 (2007)『行政訴訟の実務と理論』三省 堂。
- 塩野 宏(2005)『行政法 I 〔第4版〕』有斐閣。
- 障害者福祉研究会〔編〕(2007)『逐条解説障害者 自立支援法』中央法規。
- 豊島明子 (2010)「障害者の外出・移動介護に関する行政裁量の統制」賃金と社会保障1527号。
- 長岡健太郎(2011)「あくまでも二四時間介護を 求めて一地域社会で自立した生活をするために」 賃金と社会保障1537号。
- 橋本博之(2006)『要説行政訴訟』弘文堂。
- 深澤龍一郎(2010)「裁量統制の法理の展開」法律時報82巻8号。
- 南 博方·高橋 滋〔編〕(2008)『条解行政事件 訴訟法 第3版補訂版』弘文堂。

(はらだ・けいいちろう 駒澤大学准教授)